

平成31年2月18日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
丸紅新電力株式会社

電気需給約款変更のお知らせ

平素より丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成31年3月1日より、電気需給約款（以下「本約款」といいます。）の内容を一部変更致します。変更内容詳細については、下記エリアごとの電気需給約款のお知らせ別紙をご参照ください。

【変更概要】

- ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の条文番号を修正いたしました。なお、実質的な内容に変更はございません。
- ② 関西エリアの燃料費調整額の燃料費調整単価算出係数等を改訂いたしました。
- ③ 電気料金を一部改訂いたしました。変更内容一覧については、下記エリアごとの電気需給約款のお知らせ別紙をご確認ください。なお、関西、中国エリアにおいては、最低料金制の導入に伴い、必要な改訂を行っております。

平成31年3月1日より前に当社から電気の供給を受けているお客さまについては、4月分の料金から新料金（関西エリアにおいては、燃料費調整額の燃料費調整単価算出係数等も含みます。）を適用します。なお、4月分の料金の適用開始日は、お客さまの計量日・検針日ごとに異なりますので、電力マイページに掲載の電気料金のお知らせをご確認ください。

新料金の変更が適用されるお客さまについては、新料金適用開始日の14日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで解約することができます。

以上

(エリアごとの電気需給約款のお知らせ別紙)

北海道エリア

<https://denki.marubeni.co.jp/news/20190215/hokkaido.pdf>

東北エリア

<https://denki.marubeni.co.jp/news/20190215/tohoku.pdf>

東京エリア

<https://denki.marubeni.co.jp/news/20190215/tokyo.pdf>

中部エリア

<https://denki.marubeni.co.jp/news/20190215/chubu.pdf>

関西エリア

<https://denki.marubeni.co.jp/news/20190215/kansai.pdf>

中国エリア

<https://denki.marubeni.co.jp/news/20190215/chugoku.pdf>

九州エリア

<https://denki.marubeni.co.jp/news/20190215/kyushu.pdf>